

令和3年11月25日

まちづくり委員会資料

令和3年第4回定例会 専決処分の報告について

報告第22号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分
訴えの提起について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告の氏名等

No.	区分	被告の氏名	居住の開始	備考
1	使用料滞納者	** **	平成18. 1. 14	○滞納月数・滞納額 22か月分・1,109,422円
2	使用料滞納者	** **	昭和61. 8. 1	○滞納月数・滞納額 8か月分・81,896円
3	不正入居者	** **	昭和61. 4. 1	○不正入居となった日 平成27. 4. 15 ※承継資格なし
4	不正入居者	** **	昭和61. 1. 1	○不正入居となった日 平成27. 12. 14 ※承継資格なし
5	不正入居者	** **	平成26. 11. 19	○不正入居となった日 平成31. 1. 7 ※承継資格なし
6	不正入居者	** **	平成24. 4. 11	○不正入居となった日 平成30. 9. 22 ※承継申請未手続
7	迷惑行為者	** **	平成29. 12. 1	○迷惑行為の通報を受けた日 平成29. 12. 14

2 市営住宅の明渡を求める理由

- (1) 使用料滞納者
市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じないため
- (2) 不正入居者
市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去要求にも応じないため
- (3) 迷惑行為者
市営住宅において騒音を繰り返し発生させる迷惑行為を行い、本市の是正勧告にも応じないため

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後、次のとおり請求した。

- (1) 使用料滞納者
市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、所定の期限内に使用料を納付するよう求めたが、応じなかったため、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。
- (2) 不正入居者
明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。
- (3) 迷惑行為者
明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。

No.	明渡請求予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	平成30. 6. 7	令和2. 1. 7	令和2. 3. 3	令和3. 8. 18
2	令和元. 9. 19	令和2. 1. 7	令和2. 3. 3	令和3. 8. 18
3	—	令和2. 7. 6	—	令和3. 8. 18
4	—	令和2. 11. 26	—	令和3. 8. 18
5	—	令和2. 4. 30	—	令和3. 8. 18
6	—	令和2. 11. 26	—	令和3. 8. 18
7	—	令和3. 4. 27	—	令和3. 8. 12

※ 訴え提起件数 (参考)

令和元年度 9件、令和2年度 3件、令和3年度 7件(10月末現在)